土木工事成績採点表

工事

伊　丹　市

土木工事成績採点表 様式一覧表

工種	種別	様式名	評定者	考査項目	細別	様式番号	評定工事
土木工事	工事成績採点表	土木工事成績評定表				別記様式第1	
		土木工事成績採点表				別記様式第2	
		土木工事細目別評定点採点表				別記様式第3	
		考査項目別運用表	主任監督員	1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般 Ⅱ.配置技術者	別紙 1-1	
				2.施工状況	Ⅰ.施工管理 Ⅱ.工程管理	別紙 1-2	
					Ⅲ.安全対策 Ⅳ.対外関係	別紙 1-3	
				3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	別紙 1-4	土木一般工事
						別紙 1-5	機械設備工事
						別紙 1-6	電気設備工事 ・ 通信設備工事 受変電設備工事
					Ⅱ.品 質	別紙 1-7	土木一般工事
						別紙 1-8	機械設備工事 .電気設備工事・ 通信設備工事 ・受変電設備工事
				5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫	別紙 1-9	
			総括監督員	2.施工状況	Ⅱ.工程管理 Ⅲ.安全対策	別紙 2-1	
				4.工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応	別紙 2-2	
				6.社会性等	Ⅰ.地域への貢献等	別紙 2-3	
				7.法令遵守等		別紙 2-4	
			検査員	2.施行状況	Ⅰ.施工管理	別紙 3-1	
				3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形	別紙 3-2	土木一般工事
						別紙 3-3	機械設備工事
						別紙 3-4	電気設備工事 ・ 通信設備工事 受変電設備工事
					Ⅱ.品質 Ⅲ.出来ばえ	別紙 3-5～ 別紙－3-21	
		工事出来形及び品質のばらつきの考え方				別紙 4	
		施工プロセス	主任監督員	施工プロセス	施工プロセスのチェック		

別記様式第１

土 木 工 事 成 績 評 定 表

施　工　年　度	平成　　　年度	整 理 番 号	第　　　　号
工　　事　　名			
工　事　場　所			
請　　負　　者			
最 終 契 約 金 額			
工　　　　　期	～		
完 成 年 月 日		検査年月日	

考 査 項 目	細　別	評定点 ／ 満点
1. 施 工 体 制	Ⅰ. 施 工 体 制 一 般	点／ 3.3
	Ⅱ. 配 置 技 術 者	点／ 4.1
2. 施 工 状 況	Ⅰ. 施 工 管 理	点／ 13.0
	Ⅱ. 工 程 管 理	点／ 8.9
	Ⅲ. 安全対策	点／ 9.4
	Ⅳ. 対外関係	点／ 3.7
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	点／ 14.9
	Ⅱ. 品質	点／ 17.4
	Ⅲ. 出来ばえ	点／ 8.5
4. 工 事 特 性	Ⅰ. 施工条件等への対応(加点のみ)	点／ 7.3
5. 創 意 工 夫	Ⅰ. 創意工夫(加点のみ)	点／ 5.7
6. 社　会　性	Ⅰ. 地域への貢献等(加点のみ)	点／ 3.8
7. 法 令 遵 守 等	(減点のみ)	
評 定 点 合 計		点／ 100点

別記様式第2

土木工事成績採点表

施工年度	平成　　　　年度	工事番号	第　　　　　号	請負金額（最終）		検査日	
工事名				工種		完成日	
工事場所				工期	～		
請負者名			現場代理人		主任(監理)技術者		

考査項目 ※1		主任監督員					総括監督員					検査員(完成)						
		氏名				印	氏名				印	氏名						印
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a’	b	b’	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般																	
	Ⅱ. 配置技術者																	
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理																	
	Ⅱ. 工程管理																	
	Ⅲ. 安全対策																	
	Ⅳ. 対外関係																	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形																	
	Ⅱ. 品質																	
	Ⅲ. 出来ばえ																	
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応 ※2																	
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫 ※3																	
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等																	
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点					0.0 点					点						
評定点(65±加減点合計) ※4		① 点					② 点					③ 点						
評定点		④＝①×0.4 点					⑤＝②×0.2 点					⑥ =③ ×0.2 点						
評定点計		⑦＝④＋⑤＋⑥ 点																
7. 法令遵守等 ※5							⑧ 点											
評定点合計 ※6		⑨＝⑦－⑧ **点**																
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認 ※7						対象外											
所見 ※8		(主任監督員)					(総括監督員)					(検査員)						

※1　考査項目毎の採点は、別紙によるものとし、主任監督員・総括監督員・検査員の順に記載する。
※2　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、作業環境、社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
評価は、加点評価のみとし、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
※3　創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目で、評価は加点評価のみとし、主任監督員が行う。
※4　評定点＝65点±加減点合計（1～6の評定）。評定点（1～6）、評定点数（7）は少数第1位まで記入する。
※5　法令遵守等の評価は、減点評価のみとし、総括監督員が行う。
※6　評定点合計＝評定点－法令遵守等。
※7　総合評価技術提案は、記述提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。
※8　所見は必ず記入する。
※9　工事番号は契約検査課の工事台帳の整理番号とする。（契約・検査課で記 入）

別記様式第3

土木工事細目別評定点採点表

工事名　　　　　　0

考査項目	細　別	①主任監督員	②総括監督員	③検査員	細目別評定点
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	× 0.4 ＋ 2.9 =			／ 3.3点
	Ⅱ. 配置技術者	× 0.4 + 2.9 =			／ 4.1点
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	× 0.4 + 2.9 =		× 0.4 ＋ 6.5 =	／ 13.0点
	Ⅱ. 工程管理	× 0.4 + 2.9 =	× 0.2 ＋ 3.2 =		／ 8.9点
	Ⅲ. 安全対策	× 0.4 + 2.9 =	× 0.2 ＋ 3.3 =		／ 9.4点
	Ⅳ. 対外関係	× 0.4 + 2.9 =			／ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	× 0.4 + 2.8 =		× 0.4 ＋ 6.5 =	／ 14.9点
	Ⅱ. 品質	× 0.4 + 2.9 =		× 0.4 ＋ 6.5 =	／ 17.4点
	Ⅲ. 出来ばえ			× 0.4 ＋ 6.5 =	／ 8.5点
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応		× 0.2 ＋ 3.3 =		／ 7.3点
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫	× 0.4 + 2.9 =			／ 5.7点
6. 社会性性	Ⅰ. 地域への貢献等		× 0.2 ＋ 3.2 =		／ 3.8点
7. 法令遵守等			× 1.0 =		／
				評定点合計	／ 100.0点
8. 総合評価技術提案	技術提案履行確認		履行　不履行　対象外		

※　（①+②+③）＝細目別評価点

※　得点割合は、細目別評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※　総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

別紙　1－1

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に「Ｖ」マークを記入する。 「評価項目」は、○（適切であった）、×（適切でなかった）、対象外のいずれかに「Ｖ」マークを記入する。　（主任監督員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	●評価項目 ○　×　対象外 ①「施工プロセス」のチェックで施工体制一般について指示事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。 ②工事実績データ（コリンズ）の登録（受注時・変更時・完成時）は監督員の確認を受けた上で契約後10日以内に行われている。 ③作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載し、現場と一致している。 ④建設業退職金共済制度の主旨を作業員に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受払い簿等により適切に行われている。 ⑤安全管理体制が書面で確認出来るとともに緊急事態が発生した場合、速やかな対応が図れる体制を整えていることが書面で確認できる。 ⑥施工規模に応じた人員及び機械配置の施工となっている。 ⑦工場製作を含む工事について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 ⑧その他 0　0　0 **評価値＝　該当評価数(0) /評価対象項目数(0)　未記入** ●判断基準 評価値が90％以上 ･･････････････ a 評価値が80％以上90％未満 ････ b 評価値が80％未満 ･･････････････ c 評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			□ 施工体制一般に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記に該当があれば･･････････ d	□ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記に該当があれば･･････････ e
	Ⅱ. 配置技術者（現場代理人等）	●評価項目 ○　×　対象外 **【全体を評価する項目】** ①「施工プロセス」のチェックで配置技術者について指示事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。 ②労働安全衛生法第14条に定める作業主任者を選任し配置している。 ③建設業法第26条の2に定める専門技術者を選任し配置している。 **【現場代理人を評価する項目】** ④現場代理人が、工事現場に常駐し、工事現場の運営、取締りを適切に行っている。 ⑤現場代理人は、契約書、設計図書に定める通知、協議、提出等を書面で行っている。 **【主任（監理）技術者を評価する項目】** ⑥書類を設計図書、契約書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 ⑦契約書、設計図書、適用すべき諸基準を理解し、施工に反映している。 ⑧施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 ⑨施工体制及び施工状況を把握し、現場従事者に技術的な指導を行っている。 ⑩主任（監理）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 ⑪その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） 0　0　0 **評価値＝　該当評価数(0) /評価対象項目数(0)　未記入** ●判断基準 評価値が90％以上 ･･････････････ a 評価値が80％以上90％未満 ････ b 評価値が80％未満 ･･････････････ c 評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。		□ 現場代理人を評価する項目④又は⑤が不適切な場合は、配置技術者についての評価は、「C」以下とする。 上記に該当があれば････････････ c	□ 配置技術者に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記に該当があれば･･････････ d	□ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記に該当があれば･･････････ e

別紙　1－2

考査項目別運用表

（主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	●評価項目 ○ × 対象外 ①「施工プロセス」のチェックで施工管理について指示事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。 ②契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行い、監督員の確認を受けている。 ③施工計画書が工事着手前に提出されている。また施工計画書の記載事項等について、監督員から指摘（軽微なものは除く）が無かった。 ④施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 ⑤施工計画書の内容と現場の施工方法・施工内容が一致している。 ⑥段階確認、立会の申請及び報告を適切な時期に行っている。 ⑦工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ⑧日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ⑨日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 ⑩現場内の整理整頓を日常的に行っている。 ⑪使用材料の品質証明書及び材料検収写真等を適切に整理している。 ⑫工事記録写真等が適切に整理されている。 ⑬工事目的物である構造物の養生を適切に行っている。 ⑭工事打合せ簿を、不足無く整理している。 ⑮建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 ⑯工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 ⑰その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） 0 0 0　**評価値＝　該当評価数(0) /評価対象項目数(0)　　未記入** ●判断基準 評価値が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ b 評価値が80%未満 ・・・・・・・・・・・・・・ c 評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			施工管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記に該当があれば・・・・・・・・・・ d	施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記に該当があれば・・・・・・・・・ e
		a	b	c	d	e
	Ⅱ. 工程管理	●評価項目 ○ × 対象外 ①「施工プロセス」のチェックで工程管理について指示事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。 ②工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 ③実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 ④実施工程表の補足として月間又は週間工程表を作成し、提出している。 ⑤現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 ⑥工期内に完成書類を提出している。 ⑦計画工程以外の時間外作業がほとんどない。 ⑧地元との調整を積極的に行い、円滑な工事の進捗を図っている。 ⑨その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） 0 0 0　**評価値＝　該当評価数(0) /評価対象項目数(0)　　未記入** ●判断基準 評価値が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ b 評価値が80%未満 ・・・・・・・・・・・・・・ c 評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			工程管理に関して、監督員が文書による改善指示を行った。 上記に該当があれば・・・・・・・・・・ d	工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記に該当があれば・・・・・・・・・ e

別紙 1－3

考査項目別運用表

（主 任 監 督 員）

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策					

●評価項目

○ × 対象外

①「施工プロセス」のチェックで安全対策について指示事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。
②災害防止協議会等を1回／月以上行っている。
③安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。
④新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。
⑤工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害の予防を図り、災害が発生しなかった。
⑥過積載防止に取り組んでいる。
⑦仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。
⑧使用機械、車両等の点検整備等がなされ、適切な管理がされている。
⑨保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。
⑩地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。
⑪その他（ ）

0 0 0

評価値＝ 該当評価数(0) /評価対象項目数(0) 未記入

●判断基準

評価値が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ b
評価値が80%未満 ・・・・・・・・・・・・・・ c

評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

d: 安全対策に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

上記に該当があれば・・・・・・・・d

e: 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

上記に該当があれば・・・・・・ e

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	e
	Ⅳ. 対外関係					

●評価項目

○ × 対象外

①「施工プロセス」のチェックで対外関係について指示事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに実施されている。
②関係官公庁等と調整を行い、トラブルの発生が無い。
③工事の施工にあたり、地元と適切に協議及び調整を行っている。
④苦情に対して的確に対応し、良好な対外関係である。
⑤関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。
⑥工事の目的及び内容を工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
⑦その他（ ）

0 0 0

評価値＝ 該当評価数(0) /評価対象項目数(0) 未記入

●判断基準

評価値が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ b
評価値が80%未満 ・・・・・・・・・・・・・・ c

評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

d: 対外関係に関して、監督員が文書による改善指示を行った。

上記に該当があれば・・・・・・・・d

e: 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

上記に該当があれば・・・・・・ e

別紙 1－4

考査項目別運用表

（主任監督員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形（土　木） □ばらつき判定が出来る場合	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a，bに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 上記に該当があれば・・・・・・・ d	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。 上記に該当があれば・・・・・・・ e

＊ばらつき判断は別紙ー4参照

① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督員と協議の上で出来形管理を行うものである。

細　別	a	b	c	d	e
□ばらつき判定が出来ない又は、出来形管理項目が無い場合	(下記評価項目による)			□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 上記に該当があれば・・・・・・・ d	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。 上記に該当があれば・・・・・・・ e

●評価項目

○	×	対象外	
			①出来形管理図又は出来形成果表が適切にまとめられている。
			②構造物全般にわたり、形状及び寸法の測定値が規格値内である。
			③写真管理基準の管理項目を満足している。
			④設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
			⑤不可視部分の出来形を写真撮影している。
			⑥社内の管理基準に基づき管理している。
			⑦その他（　　　　　　　　　　　　　　　）
0	0	0	

評価値＝　　該当評価数(0) /評価対象項目数(0)　　未記入

●判断基準
評価値が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・ b
評価値が80%未満 ・・・・・・・・・・・・・・ c
評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙 1－5

考査項目別運用表

（主任監督員）

考査項目	細 別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I．出来形（機械設備）	●評価項目 ○ × 対象外 ① 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形表を工夫している。 ② 設備全般にわたり、形状、寸法の測定値が規格値内である. ③ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ④ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 ⑤ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ⑥ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 ⑦ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 ⑧ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 ⑨ 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 ⑩ 社内の管理基準に基づき管理している。 ⑪ その他 0 0 0 **評価値＝ 該当評価数(0) /評価対象項目数(0) 未記入** ●判断基準 評価値が90％以上 ･･･････････ a 評価値が80％以上90％未満････ b 評価値が80％未満 ･･････････ c 評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当があれば･･･････････････d	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。 上記に該当があれば･････････････････e

別紙 1－6

考査項目別運用表

（主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形 (電気設備) (通信設備) (受変電設備)	●評価項目 ○ × 対象外 ① 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図又は出来形成果表を工夫している。 ② 設備全般にわたり、形状、寸法の測定値が規格値内である。 ③ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ④ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。 ⑤ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 ⑥ 機械等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 ⑦ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承認図書のとおり施工している。 ⑧ 配管及び配線を設計図書又は承認図書通りに敷設している。 ⑨ 測定機器のキャリブレーションを定期的に実施している。 ⑩ 行先などを表示した名札を、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ⑪ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足している。 ⑫ 社内の管理基準に基づき管理している。 ⑬ その他 0 0 0 **評価値＝ 該当評価数(0) /評価対象項目数(0) 未記入** ●判断基準 評価値が90%以上 ………… a 評価値が80%以上90%未満‥‥ b 評価値が80%未満 ………… c 評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当があれば・・・・・・・・・・・・・・・・・d	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。 上記に該当があれば・・・・・・・・・・・・・・・e

別紙 1－7

考査項目別運用表

（主任監督員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品　質（土　木） □ ばらつき判定が出来る場合	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の50%以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の80%以内である。	□ 品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a，b に該当しない。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適 切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 上記に該当があれば・・・・・・・・・・・・・・・d	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。 上記に該当があれば・・・・・・・・・・・・・・e

＊ばらつき判断は別紙ー4参照

①　品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③　品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合については、監督員と協議の上で品質管理を行うものである。

細　別	a	b	c	d	e
□ ばらつき判定が出来ない又は、品質管理項目が無い場合				□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適 切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 上記に該当があれば・・・・・・・・・・・・・・・d	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。 上記に該当があれば・・・・・・・・・・・・・・e

●評価項目

○	×	対象外	
			①使用材料の品質及び数量が、設計図書の仕様を満足している。
			②現場において材料確認を適宜・的確に行っている。
			③品質管理基準に基づき、品質試験項目、規格値、試験基準等管理体系を整理し施工している。
			④品質試験基準及び規格値を満足している。
			⑤品質管理基準がない場合、監督員と協議し、管理基準を設定して適切に管理している。
			⑥品質管理及び記録の整理に創意工夫が見られる。
			⑦不可視部分の品質に関する写真記録が適正である。
			⑧構造物に有害なクラック・損傷がない。
			⑨　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）
0	0	0	**評価値＝　　　該当数(0)　/評価対象項目数(0)　　　未記入**

●判断基準
評価値が90%以上 ・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%以上90%未満・・・・ b
評価値が80%未満 ・・・・・・・・・・ c

評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

考査項目別運用表

（主任監督員）

考査項目	細別	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 （機械設備）	●評価項目 ○ × 対象外 ① 材料、部品の品質照合の書類(現物照合)の内容が設計図書を満足している。 ② 設備の機能及び性能を、承認図書のとおり確保している。 ③ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承認図書として提出している。 ④ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 ⑤ 溶接管理基準の品質管理項目について、規格値を満足している 。 ⑥ 塗装管理基準の品質管理項目について、規格値を満足している。 ⑦ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承認図書のとおり配置し、操作性に優れている。 ⑧ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承認図書のとおり機能している。 ⑨ 小配管、電気配線、配管を承認図書のとおりに敷設している。 ⑩ 設備の取扱説明書を工夫している。 ⑪ 完成図書(取扱説明書)に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 ⑫ 機器の配置を点検しやすいよう工夫している。 ⑬ 設備の構造や機器の配置を、部品等の交換作業を容易に出来るよう工夫している。 ⑭ コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめている。 ⑮ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどを見易い状態で表示している。 ⑯ 計器類に運転時の適用範囲を見易く表示している。 ⑰ 回転部や高温部の危険箇所に表示又は防護をしている。 ⑱ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ⑲ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取組んでいる。 ⑳ その他 0 0 0 **評価値＝ 該当評価数(0) /評価対象項目数(0) 未記入** ●判断基準 評価値が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満 ・・・・ ・・・・・b 評価値が80%未満 ・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・c 評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適 切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 上記に該当があれば・・・・・・・・・・・・・・・・・d	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。 上記に該当があれば・・・・・・・・・・・・・・・・・ e
考査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品質 （電気設備） （通信設備） （受変電設備）	●評価項目 ○ × 対象外 ① 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 ② 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足している。 ③ 機器の品質、機能及び性能が、設計図書を満足し、成績書にまとめられている。 ④ 操作スイッチや表示灯が承認図書のとおり配置され、操作性に優れている。 ⑤ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 ⑥ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足している。 ⑦ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作業が確認できる。 ⑧ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 ⑨ 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能を確保できない場合においては、工場試験などで確認している。 ⑩ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成(修繕・(改造・更新含む)の場合は、修正又は更新)している。 ⑪ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 ⑫ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 ⑬ その他 0 0 0 **評価値＝ 該当評価数(0) /評価対象項目数(0) 未記入** ●判断基準 評価値が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満 ・・・・ ・・・・・ b 評価値が80%未満 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ c 評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適 切であったため、監督員が文書で改善指示を行った。 上記に該当があれば・・・・・・・・・・・・・・・・・d	□ 契約書第17条に基づき、監督員が改造請求を行った。 上記に該当があれば・・・・・・・・・・・・・・・・・ e

別紙　1－9

考査項目別運用表

（主任監督員）

考査項目	細別	工夫事項
5. 創意工夫	I. 創意工夫	【施工】 ※本項目は1点加点とする。 ① 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 ② コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 ③ 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 ④ 部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 ⑤ 設備工事における加工や組立て等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 ⑥ 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 ⑦ 照明などの視界の確保に関する工夫。 ⑧ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 ⑨ 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 ⑩ 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 ⑪ 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 ⑫ 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 ⑬ 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 ⑭ 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 ⑮ ＩＣＴ(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事。 ※本項目は2点加点とする。 ⑯ 特殊な工法や材料を用いた工事。 ⑰ 優れた技術力または能力として評価する技術を用いた工事。 【品質】 ※本項目は1点加点とする。 ① 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 ② コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 ③ 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫 ④ 配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 ※本項目は1点加点とする。 ① 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 ※本項目は2点加点とする。 ② 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手すり、足場等) ③ 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 ④ 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 ⑤ 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 ⑥ 一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保関する工夫。 ⑦ 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 ⑧ 環境保全に関する工夫。 【その他】 その他 理由 その他 理由 その他 理由 その他 理由 その他 理由
	記述評価(Vマークを付した評価内容を評価記述)	評点　#REF!　点 【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的内容を記載

※1.　特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※2.　評価は各項目において1つv点が付されれば1点または2点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※3.　該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。

※4.　上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。

別紙 2－1

考 査 項 目 別 運 用 表

（総 括 監 督 員）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理					

●評価項目

○ × 対象外

① 隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。
② 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
③ 工程管理を適切に行ったことにより、計画工程以外の時間外作業の回避等を行い、地域住民に公共事業に対する好印象を与えた。
④ 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
⑤ 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
⑥ 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕を持って工事を完成させた。
⑦ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

0　0　0

評価値＝　　該当数(0) /評価対象項目数(0)　　未記入

●判断基準

評価値が90%以上 ･････････････ a
評価値が80%以上90%未満 ････ b
評価値が60%以上80%未満 ････ c
評価値が60%未満 ･･････････････d

評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

d: □ 自主的な工程管理がなされず監督員から文書による改善指示を行った。

上記に該当があれば･････････････ d

e: □ 請負者の責により工期内に工事を完成させなかった。

（但し、改善指示の場合は除く）

上記に該当があれば･････････････ e

細　別	a	b	c	d	e
Ⅲ. 安全対策					

●評価項目

○ × 対象外

① 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
② 安全衛生を確保するため管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。。
③ 安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
④ 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
⑤ 災害防止協議会での活動に積極的に取り組んだ。
⑥ 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

0　0　0

評価値＝　　該当数(0) /評価対象項目数(0)　　未記入

●判断基準

評価値が90%以上 ･････････････ a
評価値が80%以上90%未満 ････ b
評価値が60%以上80%未満 ････ c
評価値が60%未満 ･･････････････d

評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

d: □ 安全管理に関する現場管理または、防災体制が不適切であった。

上記に該当があれば･････････････ d

e: □ 安全対策の不備により重大な災害等を受けた。

上記に該当があれば･････････････ e

別紙 2－2

考 査 項 目 別 運 用 表

（総括監督員）

考査項目	細別	対応事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	Ｉ. 施工条件等への対応	Ｉ 構造物の特殊性への対応 ☐ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工、(断)面積、施工深度等の特殊な工事 ☐ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐ 3. その他 (理由:) ※ 上記の対応事項に1つ以上v点が付けば4点の加点となる。	(1. について) 切土の土工量:20万㎥以上、盛土の土工量:15万㎥以上、護岸・築堤の平均高さ:10m以上:、トンネル(シールド)の直径:8m以上、、樋門又は樋管の内空断面積:15㎡以上、揚排水機場の吐出管径:2，000mm以上、堰又は水門の最大径間長:25m以上、堰又は水門の径間数:3径間以上、堰又は水門の扉体面積:50㎡／門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ:20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積:100㎡以上、トンネル(沈埋工法)の内空の平均面積:300㎡以上、地滑り防止工:幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫浚渫土量100万m3以上、流路工の計画高水量:500m3以上、橋梁下部工の高さ:30m以上、橋梁上部工の最大支間長:100m以上 (2. について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3. について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析どによる検討が必要な工事。
		Ⅱ.作業環境、社会条件等への対応 ☐ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐ 5. 周辺環境条件により、作業条件，工程等に大きな影響を受ける工事 ☐ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事 ☐ 9. 施工範囲が広範囲にわたる工事 ☐ 10. その他 (理由:) ※ 上記の対応事項に1つ以上v点が付けば6点の加点となる。	(4. について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5. について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工特に厳しい制約を受けた工事。 (6. について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7. について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8. について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 (9. について) ・作業範囲が広範囲に分布している工事。 (10. について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機会の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ. 厳しい自然・地盤条件への ☐ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐ 12. 雨・雪・風・気温等の自然条件の影響が大きな工事 ☐ 13. 急峻な地形での工事 ☐ 14. 動植物の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐ 15. その他 (理由:) ※ 上記の対応事項に1つ以上v点が付けば4点の加点となる。	(11. について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウエルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日数が多いことから、施工機械の稼働率や台数など的確に把握する必要が生じた工事。 (12. について) ・河川区域内のため、設計書で計上する以上に流量等の影響で不稼働日が多くなった工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台を設置した工事。 (13. について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法面工は除く)。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のためめ、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事。 (14. について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため・工程や施工方法に制約を受ける工事。 (15. について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の処置のうち特に評価すべき事項が認められる工事。
		Ⅳ. 長期工事における安全確保への対応 ☐ 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間は除く) ※但し、文書注意に至らない事故は除く。 ☐ 17. その他( ) ※ 上記の対応事項に1つ以上v点が付けば6点の加点となる。	
	評価	評点:	

※1. 工事特性は、最大20点の加算評価とする。
※2. 評価にあたっては、主任監督員の意見も参考に評価する。

別紙 2−3

考 査 項 目 別 運 用 表

［記入方法］ 「評価項目」は、適切であった項目の□に「Ｖ」マークを記入する。 （総括監督員）

考査項目	細 別	貢 献 事 項
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	●評価項目 □ ① 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。 □ ② 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。 □ ③ 定期的に広報誌の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。 □ ④ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。 □ ⑤ 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。 □ ⑥ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。 □ その他（ ） ＊1. 特に評価すべき地域貢献事例を評価する。 ＊2. 評価は各項目において1つV点が付されれば1点で評価し、最大3点の加点評価とする。 ＊3. 上記項目の他に評価に値する地域貢献等があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。

評 価	評 点 ： 点

別紙 2−4

考査項目別運用表

［記入方法］ 該当する項目の□に「Ｖ」マークを記入する。

（総括監督員）

考 査 項 目	法 令 遵 守 等 の 該 当 項 目 一 覧 表
7. 法令遵守等	（下記参照）

措 置 内 容	点 数
□ 1. 指名停止3ヶ月以上	−20点
□ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	−15点
□ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	−13点
□ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	−10点
□ 5. 文書注意	−8点
□ 6. 口頭注意	−5点
□ 7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	−3点
□ 8. その他（ ）	点
□ 9. 項目該当なし	

① 本考査項目(7. 法令遵守等)で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
② 「施工」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。
④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる処置を行う。

【上記で評価する場合の適応事例】

- 1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚為の事実が判明した。
- 2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
- 3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
- 4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
- 5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
- 6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
- 7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
- 8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
- 9. 監督または検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
- 10. 下請代金を期日以内に払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
- 11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- 12. 受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
- 13. 下請けに暴力団関係企業がはいっていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
- 14. 安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
- 15. 工事関係車輌、建設機械等で不正軽油を使用したことが判明し、地方税法違反で処分された。

別紙　3－1

考査項目別運用表

（検　査　員）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	●評価項目 ○　×　対象外 ① 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 ② 施工計画書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 ③ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 ④ 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 ⑤ 工事材料の品質に影響がないよう工事材料を保管していることが確認できる。 ⑥ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 ⑦ 建設副産物の再利用等への取組みを行っていることが確認できる。 ⑧ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 ⑨ 下請けに対する引取り(完成)検査を実施していることが確認できる。 ⑩ 現場代理人・主任(監理)技術者が施工計画や工事工程を把握し、出来形、品質管理等施工管理、資料作成・整理に主体的に関わっていることが確認できる。 ⑪ 過積載防止の取り組みを行っていることが確認できる。 ⑫ 建設業退職金共済証紙が適切に配布され管理されていることが確認できる。 ⑬ 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ⑭ 検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 ⑮ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） 0　0　0　**評価値＝　該当数(0)　/対象評価項目数(0)　未記入** ●判断基準 評価値が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上～90%未満 ・・・・ b 評価値が80%未満 ・・・・・・・・・・・・・・・ c 評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			□ 施工管理について、監督員が文書による改善指示を行った。 上記に該当があれば・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・d	□ 施工管理について、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 上記に該当があれば・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・e

別紙 3－2

考査項目別運用表

（検 査 員）

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形（土木） □ばらつき判定が出来る場合	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価項目」の4項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評価項目」の3項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価項目」の3項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評価項目」の2項目以上が該当する。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、aからb'に該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当があれば・・・・・・d	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記に該当があれば・・・・e

＊ばらつき判定は別紙―4参照

●評価項目

- □ ① 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。
- □ ② 自社の管理基準を設定し、適切に管理していることが確認できる。
- □ ③ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。
- □ ④ 写真管理基準の管理項目を満足している。
- □ ⑤ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。
- □ ⑥ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

0

該当項目数 **0**

① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。

□ばらつき判定が出来ない又は、出来形管理項目が無い場合

a	b	c	d	e
			□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当があれば・・・・・・d	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記に該当があれば・・・・e

●評価項目

○	×	対象外	
			①出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理表などを工夫していることが確認できる。
			②構造物全般にわたり、形状及び寸法の実績値が規格値内であることが確認できる。
			③施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。
			④設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理している。
			⑤不可視部分の出来形を写真撮影している。
			⑥自社の管理基準を設定し、適切に管理している。
			⑦その他（　　　　　　　　　　　　　　　　）
0	0	0	

評価値＝　　該当数(0)　/対象評価項目数(0)　　　　未記入

●判断基準
評価値が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・・ a
評価値が80%以上～90%未満 ・・・・ b
評価値が80%未満 ・・・・・・・・・・・・・・ c
評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

別紙 3－3

考査項目別運用表

（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細 別	a	a´	b	b´	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅰ. 出来形 （機械設備）	●評価項目 ○ × 対象外 ① 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ② 設備全般にわたり、形状、寸法の測定値が規格値内であることが確認できる。 ③ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ④ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ⑤ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ⑥ 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ⑦ 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 ⑧ 設計図書に定められている予備品に不足が無いことが確認できる。 ⑨ 分解整備における既設部品等の磨耗、損傷等について、整備前と整備後の老朽状況及び回復状況を図表に記録していることが確認できる。 ⑩ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ⑪ その他 0 0 0 **評価値＝ 該当評価数(０)/評価対象項目数(0) 未記入** ●判断基準 評価値が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満 ・・・・ a´ 評価値が70%以上80%未満 ・・・・ b 評価値が60%以上70%未満 ・・・・ b´ 評価値が60%未満 ・・・・ c 評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当があれば・・・d	出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記に該当があれば・・・e

別紙 3－4

考査項目別運用表

（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細 別	a	a´	b	b´	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形 （電気設備） （通信設備） （受変電設備）	●評価項目 ○ × 対象外 ① 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 ② 設備全般にわたり、形状、寸法の測定値が規格値内であることが確認できる。 ③ 写真管理基準の管理項目を満足している。 ④ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督員と協議の上で管理していることが確認できる。 ⑤ 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 ⑥ 機械等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 ⑦ 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承認図書のとおり施工していることが確認できる。 ⑧ 配管及び配線を設計図書又は承認図書通りに敷設していることが確認できる。 ⑨ 行先などを表示した名札を、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 ⑩ 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑪ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 ⑫ その他 0 0 0 **評価値＝ 該当評価数（0）/対象評価項目数(0) 未記入** ●判断基準 評価値が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満 ・・・・ a´ 評価値が70%以上80%未満 ・・・・ b 評価値が60%以上70%未満 ・・・・ b´ 評価値が60%未満 ・・・・・ c 評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当があれば・・・d	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記に該当があれば・・・e

別紙－4

1. 出来形及び品質のばらつきの考え方

［管理図の場合］

（上･下限値がある場合）

①ばらつきが50％以下と判断できる例

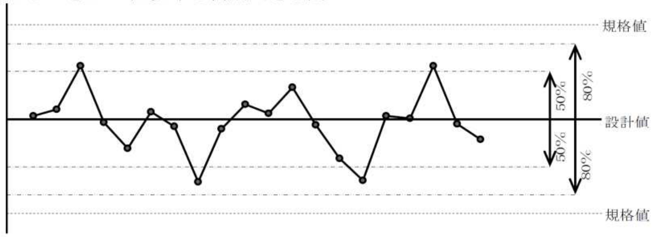

②ばらつきが80％以下と判断できる例

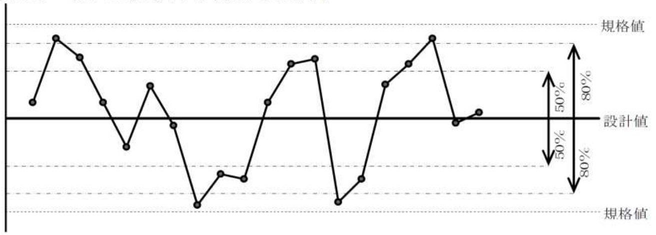

（下限値のみの場合）

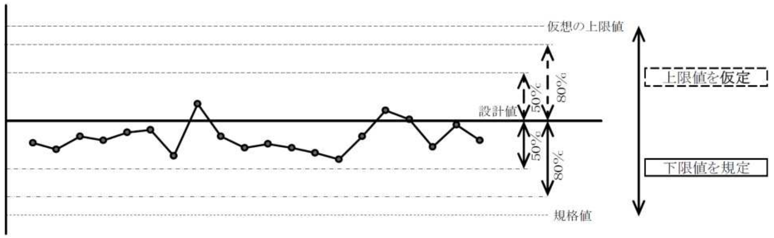

［度数表またはヒストグラムの場合］

ばらつきが小さい

ばらついている

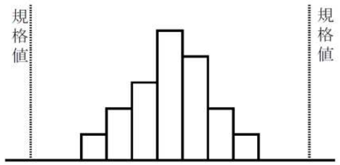

ばらつきが大きい

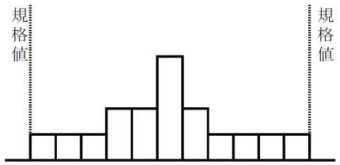

考査項目別運用表

（ 検 査 員 ）

考査項目	細 別	a	a´	b	b´	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品 質 (コンクリート構造物)	品質関係の試験結果のばらつきと評価項目の履行状況(評価値)から判断する。(判断基準参照) 関連基準：土木工事施工管理基準(兵庫県)・その他設計図書に定められた試験 ＊ばらつきの判断は別表ー4参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された 上記に該当があれば・・・・・・・d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った 上記に該当があれば・・・・・・・・・・・e

●評価項目

○ × 対象外

① コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・W/C、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応制御等)が確認できる。
② コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、湿度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
③ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
④ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)
⑤ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
⑥ コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
⑦ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
⑧ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることかﾞ確認できる。
⑨ 鉄筋の組立て及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑩ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
⑪ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑫ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑬ 有害なクラックが無い。
⑭ その他( )

0 0 0

評価値＝ 該当評価数(0) /評価対象項目数(0) 未記入

評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつき			
		判断可能			判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a´	b	b´	b´
	60%以上75%未満	b	b´	c	c
	60%未満	b´	c	c	c

＊ 試験結果の打点数等が10点未満の場合、及び管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価項目(評価値)だけで評価する。

細 別	a	b	c	d	
Ⅲ. 出来ばえ (コンクリート構造物)					

●評価項目

○ × 対象外

① コンクリート構造物の表面状態が良い。
② コンクリート構造物の通りが良い。
③ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
④ クラックが無い。
⑤ 漏水がない。
⑥ 全般的な美観が良い。

0 0 0

該当評価数 0

●判断基準

該当 5項目以上・・・・・・a
該当 4項目・・・・・・・・・・b
該当 3項目・・・・・・・・・・c
該当 2項目以下・・・・・・d

別紙　3－6

考査項目別運用表

（　検　査　員　）

考査項目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品　質（土工事）（切土・盛土）	品質関係の試験結果のばらつきと評価項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照） 関連基準：土木工事施工管理基準（兵庫県）・その他設計図書に定められた試験 ＊ばらつきの判断は別表－4参照					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員かが文書で指示を行い改善された 上記に該当があれば・・・・・・・d	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った 上記に該当があれば・・・・・・・e

●評価項目

○	×	対象外	
			① 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
			② 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
			③ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
			④ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることか゛確認できる。
			⑤ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
			⑥ 芝付け及び種子吹付けを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
			⑦ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることか確認できる。
			⑧ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
			⑨ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
			⑩ 法面に有害な亀裂が無い。
			⑪ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
			⑫ その他（　　　　　　　　　　　　　　）
0	0	0	

評価値＝　　該当評価数（０）/評価対象項目数(0)　　未記入

評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつき			
		判断可能			判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
		v			
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a´	b	b´	b´
	60%以上75%未満	b	b´	c	c
	60%未満	b´	c	c	c

＊　試験結果の打点数等が10点未満の場合、及び管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価項目（評価値）だけで評価する。

細　別	a	b	c	d
Ⅲ. 出来ばえ（土工事）				

●評価項目

○	×	対象外	
			① 仕上げが良い。
			② 通りが良い。
			③ 天端及び端部の仕上げが良い。
			④ 構造物へのすりつけなどが良い
			⑤ 全体的な美観が良い。
0	0	0	

該当評価数　0

●判断基準

該当　4項目以上・・・・・・a
該当　3項目・・・・・・・・・・b
該当　2項目・・・・・・・・・・c
該当　1項目以下・・・・・・d

考査項目別運用表

（　検　査　員　）

考査項目	細　別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品　質（道路改良）	品質関係の試験結果のばらつきと評価項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照） 関連基準：土木工事施工管理基準（兵庫県）・その他設計図書に定められた試験 ＊ばらつきの判断は別表一4参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員かが文書で指示を行い改善された 上記に該当があれば・・・・d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った 上記に該当があれば・・・・e

●評価項目

○　×　対象外

① 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下をみださないよう施工していることが確認できる。
② 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
③ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
④ 設計図書に定められた試験方法でCBRを測定していることが確認できる。
⑤ 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
⑥ 密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑦ 路床改良において事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
⑧ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
⑨ 舗装工の施工にあたって、上層路盤の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
⑩ プラント出荷時、現場到着時、舗設時において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
⑪ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
⑫ コンクリートの配合試験及び試験練を行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
⑬ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
⑭ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
⑮ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
⑯ 有害なクラックがない。
⑰ 樹木の活着が促されるよう管理していることが確認できる。
⑱ 樹木などに損傷、はちくずれ等がないよう保護養生を行っていることが確認できる。
⑲ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
⑳ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
21 樹木に害虫等がいないことが確認できる。
22 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
23 防護柵の支柱の根入れ長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
24 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
25 その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

0　0　0

評価値＝　該当評価数（ 0 ）　/評価対象項目数(0)　未記入

評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつき			
		判断可能			判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a´	b	b´	b´
	60%以上75%未満	b	b´	c	c
	60%未満	b´	c	c	c

＊　試験結果の打点数等が10点未満の場合、及び管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価項目（評価値）だけで評価する。

細　別	a	b	c	d	
Ⅲ. 出来ばえ（道路改良）					

●評価項目

○　×　対象外

① 舗装の平坦性が良い。
② 構造物の通りが良い。
③ きめ細やかな施工がなされている。
④ クラックが無い。
⑤ 雨水処理が良い。
⑥ 全体的な美観が良い。

0　0　0

該当評価数　0

●判断基準

該当　5項目以上・・・・・・a
該当　4項目・・・・・・・・・・b
該当　3項目・・・・・・・・・・c
該当　2項目以下・・・・・・d

考査項目別運用表

（　検　査　員　）

考査項目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	II. 品　質 （舗装）	品質関係の試験結果のばらつきと評価項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照） 関連基準：土木工事施工管理基準（兵庫県）・その他設計図書に定められた試験 ＊ばらつきの判断は別表―4参照					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員かが文書で指示を行い改善された 上記に該当があれば･････････d	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った 上記に該当があれば･･･････････e

●評価項目

○　×　　対象外

【路床・路盤工関係】

① 設計図書で定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。
② 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
③ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
④ 路盤の安定処理は材料が均一になるように施工していることか確認できる。
⑤ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物質を除去してから施工していることが確認できる。
⑥ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
⑦ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
⑧ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

0　0　0

【アスファルト舗装工関係】

① アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
② 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
③ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
④ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
⑤ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書で定められた数値以上であることが確認できる。
⑥ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑦ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
⑧ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑨ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

0　0　0

【区画線】

① ペイント式（常温式）区画線に使用するシンナーの使用量が10％以下であることが確認できる。
② 溶融式、高視認性区画線の施工では、溶融槽を適温に管理し常に180～220℃で塗布していることが確認できる。
③ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
④ 区画線の施工にあたって設置路面の水分、泥，砂じん及び埃を取り除いて行っていることが確認できる。
⑤ その他

0　0　0

（全体）

0　0　0　　**評価値＝　該当評価数（０）　/評価対象項目数(0)**　　**未記入**

評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつき			
		判断可能			判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a´	b	b´	b´
	60%以上75%未満	b	b´	c	c
	60%未満	b´	c	c	c

＊　試験結果の打点数等が10点未満の場合、及び管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価項目（評価値）だけで評価する。

細　別	a	b	c	d	
III. 出来ばえ （舗装）					

●評価項目

○　×　　対象外

① 舗装の平坦性が良い。
② 構造物の通りが良い。
③ 端部処理が良い。
④ 構造物へのすりつけ等が良い
⑤ 雨水処理が良い。
⑥ 全般的な美観が良い。

0　0　0　　該当評価数　0

●判断基準

該当　5項目以上･･････a
該当　4項目･･････････b
該当　3項目･･････････c
該当　2項目以下･･････d

考査項目別運用表

（ 検 査 員 ）

考査項目	細 別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品 質 （法面）	品質関係の試験結果のばらつきと評価項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照） 関連基準：土木工事施工管理基準（兵庫県）・その他設計図書に定められた試験 ＊ばらつきの判断は別表ー4参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員がが文書で指示を行い改善された 上記に該当があれば････････d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った 上記に該当があれば･･････････e

●評価項目

○ × 対象外

【共 通】

① 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
② 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
③ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
④ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
⑤ その他

0 0 0

【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工を対象】

【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】

① 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
② ネットなどの境界に間隙が生じていないことが確認できる。
③ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
④ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
⑤ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑥ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
⑦ その他

0 0 0

【コンクリート又はモルタル吹付工を対象】

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】

① 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
② 金網の重ね幅が10cm以上確保されていることが確認できる。
③ 金網が破損を生じていないことが確認できる。
④ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
⑤ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
⑥ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。
⑦ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
⑧ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが゛確認できる。
⑨ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
⑩ その他

0 0 0

【全 体】

0 0 0

評価値＝ 該当評価数（ 0 ） ／評価対象項目数(0) **未記入**

評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつき			
		判断可能			判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
					v
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a´	b	b´	b´
	60%以上75%未満	b	b´	c	c
	60%未満	b´	c	c	c

＊ 試験結果の打点数等が10点未満の場合、及び管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価項目（評価値）だけで評価する。

考査項目	細 別	a	b	c	d	
	Ⅲ. 出来ばえ （法面）					

●評価項目

○ × 対象外

① 通りが良い。
② 植生、吹付等の状態が均一である。
③ 端部処理が良い。
④ 全般的な美観が良い。

0 0 0

該当評価数 0

●判断基準

該当 3項目以上･･････a
該当 2項目･･････････b
該当 1項目･･････････c
該当項目なし ･･････d

考査項目別運用表

（ 検 査 員 ）

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品 質 （法面）	品質関係の試験結果のばらつきと評価項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照） 関連基準：土木工事施工管理基準（兵庫県）・その他設計図書に定められた試験 ＊ばらつきの判断は別表ー4参照					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員かが文書で指示を行い改善された 上記に該当があれば・・・・・・・d	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った 上記に該当があれば・・・・・・・・・・e

●評価項目

○ × 対象外

【現場法枠工（プレキャスト法枠工含む）を対象】

【アンカー工（鉄筋挿入工含む）を対象】

【共 通】

① 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
② 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
③ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
④ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
⑤ その他

0 0 0

【現場法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】

① 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
② アンカーピンを設計図どおりの長さで施工していることが確認できる。
③ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
④ 枠内に空隙が無いことが確認できる。
⑤ 層間にはく離が無いことが確認できる。
⑥ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
⑦ その他

0 0 0

【アンカー工関係（鉄筋挿入工含む）】

① アンカーの施工長さが確認できる。
② アンカーの角度が測定されており、規格値内であることが確認できる。
③ アンカープレートの法面、法枠等との空隙がないようモルタル等で充填されている。
④ アンカーの緊張・定着の確認試験等必要な試験が適正に行われている。
⑤ その他

0 0 0

【全 体】

0 0 0

評価値＝ 該当評価数（ 0 ） /評価対象項目数(0) 未記入

評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつき			
		判断可能			判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
					v
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a´	b	b´	b´
	60%以上75%未満	b	b´	c	c
	60%未満	b´	c	c	c

＊ 試験結果の打点数等が10点未満の場合、及び管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価項目（評価値）だけで評価する。

細 別	a	b	c	d	
Ⅲ. 出来ばえ （法面）					

●評価項目

○ × 対象外

① 通りが良い。
② 植生、吹付等の状態が均一である。
③ 端部処理が良い。
④ 全般的な美観が良い。

0 0 0

該当評価数 0

●判断基準

該当 3項目以上・・・・・・a
該当 2項目・・・・・・・・・・b
該当 1項目・・・・・・・・・・c
該当項目なし ・・・・・・d

別紙　3－10

考査項目別運用表

（　検　査　員　）

考査項目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品　質（植栽）	品質関係の試験結果のばらつきと評価項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照） 関連基準：土木工事施工管理基準（兵庫県）・その他設計図書に定められた試験 ＊ばらつきの判断は別表―4参照					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員かが文書で指示を行い改善された 上記に該当があれば・・・・・・・・d	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った 上記に該当があれば・・・・・・・・・・e

●評価項目

○ ×　対象外

① 樹木の活着が促されるよう管理していることか確認できる。
② 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。
③ 樹木等に害虫等がいないことが確認できる。
④ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
⑤ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
⑥ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。
⑦ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
⑧ 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。
⑨ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

0　0　0

評価値＝　　該当評価数（ 0 ）　/評価対象項目数(0)　　　**未記入**

評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつき 判断可能 50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a´	b	b´	b´
	60%以上75%未満	b	b´	c	c
	60%未満	b´	c	c	c

＊　試験結果の打点数等が10点未満の場合、及び管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価項目（評価値）だけで評価する。

細　別	a	b	c	d
Ⅲ. 出来ばえ（植栽）				

●評価項目

○ ×　対象外

① 樹木の活着状況が良い。
② 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。
③ 支柱の取り付けが堅固である。
④ 全般な美観が良い。

0　0　0

該当評価数　0

●判断基準

該当　3項目以上・・・・・・a
該当　2項目・・・・・・・・・・b
該当　1項目・・・・・・・・・・c
該当項目なし　　・・・・・・d

別紙 3－11

考査項目別運用表

（ 検 査 員 ）

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品 質 （公園）	品質関係の試験結果のばらつきと評価項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照） 関連基準：土木工事施工管理基準（兵庫県）・その他設計図書に定められた試験 ＊ばらつきの判断は別表ー4参照					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員かが文書で指示を行い改善された 上記に該当があれば・・・・・・・・d	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った 上記に該当があれば・・・・・・・・・・e

●評価項目

○ × 対象外

- ① 仕様書等で定められている品質管理が実施されている。
- ② 材料部材の品質及び形状が設計図書に適合しており、証明書が整備されている。
- ③ 遊戯施設等の機能と安全性が設計図書に適合しており、証明書が整備されている。
- ④ 園路等の表層材料に関し配合報告書により適切な配合規格が確認できる。
- ⑤ 平板、タイル舗装等の目ずれがなく、仕様書等に定められたとおり処理されていることが確認できる。
- ⑥ 排水勾配が適正に守られ、水溜まりが生じていない。
- ⑦ 路床改良において事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
- ⑧ 有害なクラックがない。
- ⑨ 植物、公園資材等による修景効果向上についての配慮が事前に充分検討され、良好な施工がうかがえる。
- ⑩ 樹木の活着が促されるよう管理していることが確認できる。
- ⑪ 樹木などに損傷、はちくずれ等がないよう保護養生を行っていることが確認できる。
- ⑫ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
- ⑬ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
- ⑭ 樹木等に害虫等がいないことが確認できる。
- ⑮ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
- ⑯ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を堀り植穴底部を耕していることが確認できる。
- ⑰ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- ⑱ その他（ ）

0 0 0

評価値＝ 該当評価数（０） ／評価対象項目数(0) **未記入**

評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつき			
		判断可能			判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a´	b	b´	b´
	60%以上75%未満	b	b´	c	c
	60%未満	b´	c	c	c

＊ 試験結果の打点数等が10点未満の場合、及び管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価項目（評価値）だけで評価する。

細 別	a	b	c	d
Ⅲ. 出来ばえ （公園）				

●評価項目

○ × 対象外

- ① 小構造物等にも注意を払われている。
- ② 構造物の通りが良い。
- ③ 雨水処理が良い。
- ④ 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。
- ⑤ 樹木の活着状況が良い。
- ⑥ 全般的な美観が良い。

0 0 0 該当評価数 0

●判断基準

該当 5項目以上・・・・・・a

該当 4項目・・・・・・・・・・b

該当 3項目・・・・・・・・・・c

該当 2項目以下・・・・・・d

考査項目別運用表

（ 検 査 員 ）

考査項目	細 別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品 質 （コンクリート橋上部工） （PC及びRCを対象）	品質関係の試験結果のばらつきと評価項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照） 関連基準：土木工事施工管理基準（兵庫県）・その他設計図書に定められた試験 ＊ばらつきの判断は別表一4参照					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員かが文書で指示を行い改善された 上記に該当があれば・・・・・・d	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った 上記に該当があれば・・・・・・・・・e

●評価項目

○ × 対象外

① コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
② コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
③ 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
④ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中暑中コンクリート等を含む）
⑤ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
⑥ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
⑦ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑧ コンクリートの打設までにさび、どろ、油等の有害物質が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
⑨ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
⑩ 鉄筋の組立て及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑪ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑫ コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
⑬ スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
⑭ プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑮ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
⑯ PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑰ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑱ 有害なクラックがない。
⑲ その他（ ）

0 0 0

評価値＝ 該当評価数（０） /評価対象項目数(0) 未記入

評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつき			
		判断可能			判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a´	b	b´	b´
	60%以上75%未満	b	b´	c	c
	60%未満	b´	c	c	c

＊ 試験結果の打点数等が10点未満の場合、及び管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価項目（評価値）だけで評価する。

細 別	a	b	c	d
Ⅲ. 出来ばえ （コンクリート橋上部工）				

●評価項目

○ × 対象外

① コンクリート構造物の表面状態が良い。
② コンクリート構造物の通りが良い。
③ 天端及び端部の仕上げが良い。
④ 支承部の仕上げが良い。
⑤ クラックが無い。
⑥ 全般的な美観が良い。

0 0 0

該当評価数 0

●判断基準

該当 5項目以上・・・・・・a
該当 4項目・・・・・・・・・・b
該当 3項目・・・・・・・・・・c
該当 2項目以下・・・・・・d

別紙 3－13

考査項目別運用表

（ 検 査 員 ）

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品 質（鋼橋）	品質関係の試験結果のばらつきと評価項目の履行状況(評価値)から判断する。(判断基準参照) 関連基準：土木工事施工管理基準(兵庫県)・その他設計図書に定められた試験 ＊ばらつきの判断は別表ー4参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員かが文書で指示を行い改善された 上記に該当があれば・・・・・・・・d	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った 上記に該当があれば・・・・・・・・e

●評価項目

○ × 対象外

【工場製作関係】

① 鋼材の種別を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。
② 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
③ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
④ 溶接工事に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
⑤ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
⑥ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
⑦ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
⑧ 素地調整を行う場合、第一種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
⑨ 塗装の空缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
⑩ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
⑪ その他

【架設関係】

⑫ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
⑬ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
⑭ 高力ボルトの締付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
⑮ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
⑯ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
⑰ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
⑱ 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。
⑲ 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
⑳ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
㉑ その他（ ）

1 0 0

評価値＝ 該当評価数(1) /評価対象項目数(1) =(100%)

評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつき			
		判断可能			判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a´	b	b´	b´
	60%以上75%未満	b	b´	c	c
	60%未満	b´	c	c	c

＊ 試験結果の打点数等が10点未満の場合、及び管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価項目(評価値)だけで評価する。

細 別	a	b	c	d
Ⅲ. 出来ばえ（鋼橋）				

●評価項目

○ × 対象外

① 表面に補修箇所が無い。
② 部材表面に傷及び錆びがない。
③ 溶接に均一性がある。
④ 塗装に均一性がある。
⑤ 全体的な美観が良い

0 0 0

該当評価数 0

●判断基準

該当 4項目以上・・・・・・a
該当 3項目・・・・・・・・・・b
該当 2項目・・・・・・・・・・c
該当 1項目以下・・・・・・d

考査項目別運用表

（ 検 査 員 ）

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ品 質（橋梁補修・補強）	品質関係の試験結果のばらつきと評価項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照） 関連基準：土木工事施工管理基準（兵庫県）・その他設計図書に定められた試験 ＊ばらつきの判断は別表―4参照					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員かが文書で指示を行い改善された 上記に該当があれば・・・・・・・d	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った 上記に該当があれば・・・・・・・・e

●評価項目

○ × 対象外

① 鋼板接着工のボルト、注入材の品質が確認できる。
② アンカーボルト孔の削孔長をアンカーボルトと同径程度の曲がらない定規で全数確認し、かつ資料も整備されている。
③ 施工後にアンカーボルト定着長を超音波深傷機を用いて全数測定し、かつ資料も整備されている。
④ アンカーボルト樹脂注入の際に、樹脂が密入されていることが確認できる。
⑤ 床版工の繊維シート付着の品質が確認できる。
⑥ 落橋防止装置工の鋼製ブラケットの品質が確認できる。
⑦ 落橋防止装置工のアンカーボルト引張等の品質が確認できる。
⑧ ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。
⑨ 溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
⑩ ケレンが入念に実施されていることが確認できる。
⑪ 塗装・溶接施工時の天候、気温及び湿度等の条件が記録・整備されている。
⑫ 塗料の空缶管理が写真で確実に空であることが確認できる。
⑬ その他（ ）

0 0 0

評価値＝ 該当評価数（０） /評価対象項目数(0) **未記入**

評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつき 判断可能 50%以下	ばらつき 判断可能 80%以下	ばらつき 判断可能 80%を超える	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b	b
評価値	75%以上90%未満	a´	b	b´	b´
評価値	60%以上75%未満	b	b´	c	c
評価値	60%未満	b´	c	c	c

＊ 試験結果の打点数等が10点未満の場合、及び管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価項目（評価値）だけで評価する。

細 別	a	b	c	d	e
Ⅲ. 出来ばえ（橋梁補修・補強）					

●評価項目

○ × 対象外

① 小構造物にも細心の注意が払われている。
② きめ細やかな施工がなされている。
③ 既設構造物とのすりつけが良い。
④ 塗装に均一性がある。
⑤ ケレンの施工状況が良い。
⑥ 溶接に均一性がある。
⑦ 全般的な美観が良い。

0 0 0

該当評価数 0

●判断基準

該当 6項目以上・・・・・・a
該当 5項目・・・・・・・・・・b
該当 4項目・・・・・・・・・・c
該当 3項目以下・・・・・・d

別紙 3－15

考査項目別運用表

（ 検 査 員 ）

考査項目	細 別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品 質 （塗装）	品質関係の試験結果のばらつきと評価項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照） 関連基準：土木工事施工管理基準（兵庫県）・その他設計図書に定められた試験 ＊ばらつきの判断は別表－1参照					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員かが文書で指示を行い改善された 上記に該当があれば・・・・・・・d	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った 上記に該当があれば・・・・・・・・e

●評価項目

○ × 対象外

① 塗装作業にあたり、塗装面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
② ケレンを入念に実施していることが確認できる。
③ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
④ 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
⑤ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。
⑥ 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
⑦ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
⑧ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
⑨ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
⑩ その他（ ）

0 0 0

評価値＝ 該当評価数（０） /評価対象項目数(0) **未記入**

評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつき			
		判断可能			判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a´	b	b´	b´
	60%以上75%未満	b	b´	c	c
	60%未満	b´	c	c	c

＊ 試験結果の打点数等が10点未満の場合、及び管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価項目（評価値）だけで評価する。

	a	b	c	d	
Ⅲ. 出来ばえ （塗装）					

●評価項目

○ × 対象外

① 塗装の均一性が良い。
② 細部まできめ細かな施工がされている。
③ 補修箇所が無い。
④ ケレンの施工状況が良好である。
⑤ 全般的な美観が良い。

0 0 0

該当評価数 0

●判断基準

該当 4項目以上・・・・・・a
該当 3項目・・・・・・・・・・b
該当 2項目・・・・・・・・・・c
該当 1項目以下・・・・・・d

考査項目別運用表

（ 検 査 員 ）

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品 質（防護柵）	品質関係の試験結果のばらつきと評価項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照） 関連基準：土木工事施工管理基準（兵庫県）・その他設計図書に定められた試験 ＊ばらつきの判断は別表ー4参照					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員かが文書で指示を行い改善された 上記に該当があれば････d	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った 上記に該当があれば････e

●評価項目

○ × 対象外

① 防護柵設置要綱、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
② 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
③ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
④ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響がないよう施工していることが確認できる。
⑤ 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
⑥ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑦ ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
⑧ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。
⑨ その他

0 0 0

評価値＝ 該当評価数(0) /評価対象項目数(0) 未記入

評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつき 判断可能 50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a´	b	b´	b´
	60%以上75%未満	b	b´	c	c
	60%未満	b´	c	c	c

＊ 試験結果の打点数等が10点未満の場合、及び管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価項目（評価値）だけで評価する。

細 別	a	b	c	d
Ⅲ. 出来ばえ（防護柵）				

●評価項目

○ × 対象外

① 通りが良い。
② 端部処理が良い。
③ 部材表面に傷及び錆が無い。
④ 既設構造物とのすりつけが良い。
⑤ きめ細やかに施工されている。
⑥ 全体的な美観が良い。

0 0 0

該当評価数 0

●判断基準

該当 5項目以上･･････a
該当 4項目･･････････b
該当 3項目･･････････c
該当 2項目以下･･････d

別紙 3－17

考査項目別運用表

（ 検 査 員 ）

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品 質 (電線共同溝)	品質関係の試験結果のばらつきと評価項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照） 関連基準：土木工事施工管理基準（兵庫県）・その他設計図書に定められた試験 ＊ばらつきの判断は別表一4参照					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員かが文書で指示を行い改善された 上記に該当があれば・・・・・・・・d	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った 上記に該当があれば・・・・・・・・e

●評価項目

○ × 対象外

① 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
② 管路の通過試験をおこなっており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
③ プラント出荷時、現場到着時、舗設時において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。
④ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。
⑤ 特殊部の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
⑥ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑦ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
⑧ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑨ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
⑩ その他（ ）

0 0 0

評価値＝ 該当評価数（０） /評価対象項目数(0) **未記入**

評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつき 判断可能 50%以下	80%以下	80%を超える	判断不可能
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

＊ 試験結果の打点数等が10点未満の場合、及び管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価項目（評価値）だけで評価する。

細 別	a	b	c	d
Ⅲ. 出来ばえ (電線共同溝)				

●評価項目

○ × 対象外

① 歩道及び車道の舗装（含、仮復旧舗装）の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されている。
② プレキャストコンクリートブロックの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。
③ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さがうかがえる。
④ 全般な美観が良い。

0 0 0

該当評価数 0

●判断基準

該当 3項目以上・・・・・・a
該当 2項目・・・・・・・・・・b
該当 1項目・・・・・・・・・・c
該当項目なし ・・・・・・d

別紙 3－18

考査項目別運用表

（ 検 査 員 ）

考査項目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品 質 （維持・修繕）	品質関係の試験結果のばらつきと評価項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照） 関連基準：土木工事施工管理基準（兵庫県）・その他設計図書に定められた試験 ＊ばらつきの判断は別表―4参照					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員かが文書で指示を行い改善された 上記に該当があれば・・・・・・・d	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った 上記に該当があれば・・・・・・・・e

●評価項目

○ × 対象外

① 使用する材料の品質、形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確におこなっていことが確認できる。
② 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
③ 監督員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
④ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。
⑤ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。
⑥ その他

0 0 0

評価値＝ 該当評価数（０） /評価対象項目数(0) **未記入**

評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつき			
		判断可能			判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a´	b	b´	b´
	60%以上75%未満	b	b´	c	c
	60%未満	b´	c	c	c

＊ 試験結果の打点数等が10点未満の場合、及び管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価項目（評価値）だけで評価する。

細 別	a	b	c	d	
Ⅲ. 出来ばえ （維持・修繕）					

●評価項目

○ × 対象外

① 小構造物等にも注意を払われている。
② きめ細かな施工がなされている。
③ 既設構造物とのすりつけが良い。
④ 全般的な美観が良い。

0 0 0

該当評価数 0

●判断基準

該当 3項目以上・・・・・・a
該当 2項目・・・・・・・・・・b
該当 1項目・・・・・・・・・・c
該当項目なし ・・・・・・d

考査項目別運用表

（ 検 査 員 ）

考査項目	細 別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ	Ⅱ. 品 質 （基礎及び 地盤改良）	品質関係の試験結果のばらつきと評価項目の履行状況(評価値)から判断する。(判断基準参照) 関連基準:土木工事施工管理基準(兵庫県)・その他設計図書に定められた試験 ＊ばらつきの判断は別表―4参照					□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員かが文書で指示を行い改善された 上記に該当があれば・・・・d	□品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った 上記に該当があれば・・・・e

●評価項目

○ × 対象外

① 杭に損傷及び補修痕が無いことが確認できる。
② 既製杭の打止め管理の方法及び場所打ち杭の施工管理の方法が整理されており、その記録を整理していることが確認できる。
③ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
④ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
⑤ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑥ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
⑦ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。
⑧ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
⑨ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
⑩ ライナープレートの組立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
⑪ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認で゛きる。
⑫ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
⑬ その他（ ）

0 0 0

【地盤改良関係】

① 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
② セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
③ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
④ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
⑤ その他

0 0 0

【 全 体 】

0 0 0

評価値＝ 該当評価数(0) /評価対象項目数(0) **未記入**

評価項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

●判断基準

		ばらつき			
		判断可能			判断不可能
		50% 以下	80% 以下	80% を超える	
評価値	90%以上	a	a’	b	b
	75%以上90%未満	a´	b	b´	b´
	60%以上75%未満	b	b´	c	c
	60%未満	b´	c	c	c

＊ 試験結果の打点数等が10点未満の場合、及び管理図・ヒストグラム等がない場合は、ばらつきの判断不可能とし、評価項目(評価値)だけで評価する。

細 別	a	b	c	d	
Ⅲ. 出来ばえ （基礎及び 地盤改良）					

●評価項目

○ × 対象外

① 土工関係の仕上げが良い。
② 通りが良い。
③ 端部及び天端の仕上げが良い。
④ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。

0 0 0

該当評価数 0

●判断基準

該当 3項目以上・・・・・・a
該当 2項目・・・・・・・・・・b
該当 1項目・・・・・・・・・・c
該当項目なし ・・・・・・d

地盤改良はc評価とする。

考査項目別運用表

（ 検 査 員 ）

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び	II. 品質（機械設備）	●評価項目 ○ × 対象外 ① 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 ② 設備の機能及び性能が、承認図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 ③ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承認図書として提出していることが確認できる。 ④ 機器の機能及び性能に係る成績表が整理され、品質の確認ができる。 ⑤ 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ⑥ 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 ⑦ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯が承認図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 ⑧ 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 ⑨ 小配管、電気配線、配管が承認図書のとおり敷設していることが確認できる。 ⑩ 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 ⑪ 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 ⑫ 機器の配線が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 ⑬ 設備の構造や機器の配線が、交換頻度の高い部品等の交換作業を容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ⑭ コンクリートの配合試験及び試験練りを実施し、試験成績表にまとめていることが確認できる。 ⑮ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見易い状態で表示していることが確認できる。 ⑯ 計器類に運転時の適用範囲を見易く表示していることが確認できる。 ⑰ 回転部や高温部の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 ⑱ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 ⑲ 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取組んでいることが確認できる。 ⑳ その他（ ） 0 0 0 **評価値＝ 該当評価数(0) /評価対象項目数(0) 未記入** 評価値が90%以上 ・・・・・・・・・・・・・・・ a 評価値が80%以上90%未満 ・・・・ a´ 評価値が70%以上80%未満 ・・・・ b 評価値が60%以上70%未満 ・・・・ b´ 評価値が60%未満 ・・・・ c 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当があれば・・・・d	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記に該当があれば・・・・e

考査項目	細別	a	b	c	d	
	III. 出来ばえ（機械設備）	●評価項目 ○ × 対象外 ① 主設備、関連設備及び操作制御設備が全般的に統制されており、運転操作性が良い。 ② きめ細かな施工がなされている。 ③ 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 ④ 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 ⑤ 全般的な美観が良い。 0 0 0 該当評価数 0	●判断基準 該当 4項目以上・・・・・・a 該当 3項目・・・・・・・・・・b 該当 2項目・・・・・・・・・・c 該当 1項目以下・・・・・・d			

考査項目別運用表

（ 検 査 員 ）

考 査 項 目	細 別	a	a’	b	b’	c	d	e
3. 出来形及び	Ⅱ. 品 質 （電気設備）	●評価項目 ○ × 対象外 ① 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施していることが確認できる。 ② 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ③ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績表にまとめられていることが確認できる。 ④ 操作スイッチや表示灯が承認図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 ⑤ ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 ⑥ 設備の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑦ 操作制御関係の機能及び性能が、設計図書の仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 ⑧ 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ⑨ 現場条件によって機器（製品）の機能及び性能が確保できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 ⑩ 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 ⑪ 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 ⑫ 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫していることが確認できる。 ⑬ その他（ ） 0 0 0 **評価値** **該当評価数（0）** **/評価対象項目数(0)** **未記入** 評価値が90%以上 ･･････････････ a 評価値が80%以上90%未満 ････ a´ 評価値が70%以上80%未満 ････ b 評価値が60%以上70%未満 ････ b´ 評価値が60%未満 ･････ c 評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。					□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で指示を行い改善された。 上記に該当があれば････d	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査員が修補指示を行った。 上記に該当があれば････e

考 査 項 目	細 別	a	b	c	d	
	Ⅲ. 出来ばえ （電気設備）	●評価項目 ○ × 対象外 ① きめ細やかな施工がなされている。 ② 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 ③ 動作状態において、電気的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ④ ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 ⑤ 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ⑥ 全体的な美観が良い。 0 0 0 該当評価数 0	●判断基準 該当 5項目以上･･････a 該当 4項目･･････････b 該当 3項目･･････････c 該当 2項目以下･･････d			